

令和 8 年

西条市議会第 5 回 9 月定例会提出議案書

西 条 市

目 次

議案第 8 1 号	令和 8 年度西条市一般会計補正予算（第 4 回） について	別冊
議案第 8 2 号	令和 8 年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第 2 回）について	〃
議案第 8 3 号	令和 7 年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳 出決算の認定について	1
議案第 8 4 号	令和 7 年度西条市水道事業会計決算の認定につ いて	3
議案第 8 5 号	令和 7 年度西条市病院事業会計決算の認定につ いて	5
議案第 8 6 号	令和 7 年度西条市公共下水道事業会計決算の認 定について	7
議案第 8 7 号	工事請負契約の締結について	9
議案第 8 8 号	愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の 変更及び規約の変更について	1 3
議案第 8 9 号	愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更につ いて	1 7
議案第 9 0 号	土地改良事業の施行について	2 1
議案第 9 1 号	土地改良事業の施行について	2 5
議案第 9 2 号	西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例等の一部 を改正する条例について	2 9
議案第 9 3 号	西条市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響 調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を 改正する条例について	6 5
議案第 9 4 号	西条市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関す る条例の一部を改正する条例について	6 9
議案第 9 5 号	西条市景観条例の一部を改正する条例について . . .	7 3
議案第 9 6 号	西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例について	7 7
報告第 1 3 号	令和 7 年度西条市財政健全化判断比率及び公営 企業における資金不足比率の報告について	8 1
報告第 1 4 号	令和 7 年度西条市公営企業における資金不足比	

	率の報告について	8 5
報告第 1 5 号	令和 7 年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	8 9
報告第 1 6 号	令和 7 年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	9 3
報告第 1 7 号	調停の申立ての専決処分について	9 7
報告第 1 8 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の 専決処分について	1 0 3
報告第 1 9 号	市道茂敷新町線の道路の段差による物損事故に 伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分に ついて	1 0 7
報告第 2 0 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の 専決処分について	1 1 1

議案第 8 3 号

令和 7 年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（決算）

第 233 条 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4～7 （略）

議案第 8 4 号

令和 7 年度西条市水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度西条市水道事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

提案理由

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法
（決算）

第３０条 （略）

２、３ （略）

４ 地方公共団体の長は、第２項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第１０２条の２第１項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後の最初の定例日（同条第６項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

５～９ （略）

議案第 8 5 号

令和 7 年度西条市病院事業会計決算の認定について

令和 7 年度西条市病院事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

提案理由

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法
（決算）

第 30 条 （略）

2、3 （略）

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後の最初の定例日（同条第 6 項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

5～9 （略）

議案第 86 号

令和 7 年度西条市公共下水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度西条市公共下水道事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

提案理由

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法
（決算）

第３０条 （略）

２、３ （略）

４ 地方公共団体の長は、第２項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第１０２条の２第１項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後の最初の定例日（同条第６項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

５～９ （略）

議案第 87 号

工事請負契約の締結について

西教総工第 7 号玉津小学校施設躯体健全化事業の内普通教室棟改修工事について、次のとおり請負契約を締結するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

1 契約の目的

西教総工第7号

玉津小学校施設躯体健全化事業の内 普通教室棟改修工事

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約の金額

182,028,000円

4 契約の相手方

愛媛県西条市喜多川457番地1

株式会社山本工務店

代表取締役 山 本 新 一 郎

提案理由

西教総工第7号玉津小学校施設躯体健全化事業の内普通教室棟改修工事請負契約の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 88 号

愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 76 条第 1 項の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務を加え、同機構規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

愛媛地方税滞納整理機構規約の一部を改正する規約

愛媛地方税滞納整理機構規約（平成１８年２月３日愛媛県指令１７市第１３７１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「並びに森林環境税」を「、森林環境税」に改め、「されている森林環境税」の次に「並びに国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料」を加える。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

提案理由

令和９年度から愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に国民健康保険法第７６条第１項の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料の滞納処分等を加えることに伴い、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務を変更し、及び同機構の規約を変更することについて、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（組織、事務及び規約の変更）

第２８６条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第２８７条第１項第１号、第４号又は第７号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

２ （略）

（議会の議決を要する協議）

第２９０条 第２８４条第２項、第２８６条（第２８６条の２第２項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第２８７条第１項第２号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前２条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 89 号

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年２月１９日愛媛県指令１８市第
１２８３号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「２６人」を「２５人」に改める。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

提案理由

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、構成市町の人口変動に伴い、議員定数の見直しが必要となったため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（組織、事務及び規約の変更）

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2～8 （略）

（議会の議決を要する協議）

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 90 号

土地改良事業の施行について

次のとおり土地改良事業を施行するため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

- 1 事業名
土地改良事業
- 2 地区名
お国川地区
- 3 事業費
70,000,000円
- 4 受益面積
13.2ヘクタール
- 5 受益者数
36戸
- 6 整備内容
コンクリート水路 L=250m
- 7 事業期間
令和9年度から令和11年度まで

提案理由

お国川地区に位置する排水路の整備を、土地改良事業にて実施するに当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

土地改良法

(土地改良事業の開始)

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

- 2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあっては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあっては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～7 （略）

議案第 9 1 号

土地改良事業の施行について

次のとおり土地改良事業を施行するため、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

- 1 事業名
土地改良事業
- 2 地区名
小松川地区
- 3 事業費
58,000,000円
- 4 受益面積
21.1ヘクタール
- 5 受益者数
45戸
- 6 整備内容
管更生 $\phi 600$ L=106m
- 7 事業期間
令和9年度及び令和10年度

提案理由

小松川地区に位置する農業用管水路の修繕を、土地改良事業にて実施するに当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

土地改良法

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

- 2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあっては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあっては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～7 （略）

議案第 9 2 号

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例について

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例

(西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年西条市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章、第2章 (略) 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節、第2節 (略) 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条—第52条) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u> の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針	目次 第1章、第2章 (略) 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節、第2節 (略) 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針

等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 （略）
（あつせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 （略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子ども

_____に

等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 （略）
（あつせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 （略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに

係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 （略）

（特定教育・保育の提供の記録）

第12条 （略）

（利用者負担額等の受領）

第13条 （略）

2、3 （略）

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)、(2) （略）

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保

係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 （略）

（教育・保育の提供の記録）

第12条 （略）

（利用者負担額等の受領）

第13条 （略）

2、3 （略）

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)、(2) （略）

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保

護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
(ア) 教育認定子ども

77
、101円

(イ) 満3歳以上保育認定こども
(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 教育認定子ども
負担額算定基準子ども又は小学校第

護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下_____イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第

3 学年修了前子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者 (イ) <u>満 3 歳以上保育認定子ども</u> _____ 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者 ウ （略） (4)、(5) （略） 5、6 （略） （運営規程） 第 20 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第 23 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) （略） (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第 6 条第 2 項_____に規定する選考方法及び<u>同条第 3 項に規定する選考の方法</u>を含む。） (8)～(11) （略） （<u>利用定員</u>の遵守） 第 22 条 （略） （虐待等の禁止） 第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつて	3 学年修了前子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者 (イ) <u>法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者 ウ （略） (4)、(5) （略） 5、6 （略） （運営規程） 第 20 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第 23 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) （略） (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第 6 条第 2 項<u>及び第 3 項に規定する選考方法</u>_____を含む。） (8)～(11) （略） （<u>定員</u>の遵守） 第 22 条 （略） （虐待等の禁止） 第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつて
---	--

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子ども

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給

(特別利用保育の基準)

第 3 5 条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども

_____の総数が、第４条第
２項第２号の規定により定められた法
第１９条第１号に掲げる小学校就学前
子どもに係る利用定員の数を超えない
ものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子ども

ならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就

子ども

_____の総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども_____」とあるのは「教育認定子ども_____（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西条市条例第20号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第

学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西条市条例第20号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第

1号において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。)を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

1号において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就

(1) <u>家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u> (2) <u>事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u> 3 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</u> （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 （略） 2 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づ</u>	<u>学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u> （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 （略） 2 特定地域型保育事業者 _____ は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章 _____ において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づ
--	---

き、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子ども _____ に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協

き、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項 の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法 _____ をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子ども _____ に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協

力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に

力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に

必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第4項、第5項及び第10項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第4項及び第10項において同じ。）の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。以下_____第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～4 (略)

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければ

必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者_____により特定地域型保育_____の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の_____小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～4 (略)

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）_____であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設_____として適切に確保しなければ

らない。

(1)、(2) (略)

6 特定地域型保育事業者（満3歳以上
限定小規模保育事業者に限る。）は、
第1項本文の規定にかかわらず、連携
施設の確保に当たって、同項第3号に
係る連携協力を求めることを要しな
い。

7 (略)

8 事業所内保育事業（第37条第2項
の規定により定める利用定員が20人
以上のものに限る。次項において「保
育所型事業所内保育事業」という。）
を行う者については、第1項本文の規
定にかかわらず、連携施設の確保に当
たって、同項第1号及び第2号に係
る連携協力を求めることを要しない。

9 (略)

10 (略)

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特
定地域型保育を提供した際は、教育・
保育給付認定保護者（満3歳未満保育
認定子どもに係る教育・保育給付認定
保護者に限る。）から当該特定地域型
保育に係る利用者負担額（法第29条
第3項第2号に掲げる額をいう。）の
支払を受けるものとする。

2～6 (略)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次
の各号に掲げる事業の運営についての
重要事項に関する規程（第50条にお
いて準用する第23条において「運営

らない。

(1)、(2) (略)

6 (略)

7 事業所内保育事業（第37条第2項
の規定により定める利用定員が20人
以上のものに限る。次項において「保
育所型事業所内保育事業」という。）
を行う者については、第1項本文の規
定にかかわらず、連携施設の確保に当
たって、第1項第1号及び第2号に係
る連携協力を求めることを要しない。

8 (略)

9 (略)

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特
定地域型保育を提供した際は、教育・
保育給付認定保護者 _____
_____ から当該特定地域型
保育に係る利用者負担額（法第29条
第3項第2号に掲げる額をいう。）の
支払を受けるものとする。

2～6 (略)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次
の各号に掲げる事業の運営についての
重要事項に関する規程（第50条にお
いて準用する第23条において「運営

規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。) (8)～(11) (略) (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 (<u>利用定員</u>の遵守) 第48条 (略) (記録の整備) 第49条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(5) (略)	規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する<u>選考方法</u>を含む。) (8)～(11) (略) (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 (<u>定員</u>の遵守) 第48条 (略) (記録の整備) 第49条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(5) (略)
---	---

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。)

_____以下この節において同じ。)について」と、第14条第1項中

_____「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」

法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども

及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども

を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。)を、それぞれ含むも

と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むも

のとして、この章（第 3 7 条第 3 項、第 3 9 条第 3 項及び第 4 0 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 1 4 条まで（第 1 0 条及び第 1 3 条を除く。）、第 1 7 条から第 1 9 条まで及び第 2 3 条から第 3 3 条までを含む。第 5 2 条第 3 項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第 3 9 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第 4 3 条第 1 項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除き、第 5 2 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満 3 歳以上保育認定子どもを含む。）

」と、「同号」とあるのは「第 1 9 条第 3 号」と、「法第 2 0 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他

のとして、この章（第 4 0 条第 2 項を除き、

前条において準用する第 8 条から第 1 4 条まで（第 1 0 条及び第 1 3 条を除く。）、第 1 7 条から第 1 9 条まで及び第 2 3 条から第 3 3 条までを含む。次条 第 3 項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第 3 9 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同条第 1 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第 5 2 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「第 1 9 条第 3 号」と、「法第 2 0 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他

公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども）

にに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用

公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者 _____」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の
規定により特別利用地域型保育を提供
する場合には、特定地域型保育には特
別利用地域型保育を、地域型保育給付
費には特例地域型保育給付費を、それ
ぞれ含むものとして、この章（第37
条第2項、第39条第2項及び第40
条第2項を除き、第50条において準
用する第8条から第14条まで（第1
0条及び第13条を除く。）、第17条
から第19条まで及び第23条から第
33条までを含む。）の規定を適用す
る。この場合において、第39条第3
項中「第19条第2号」とあるのは
「第19条第1号」と、「満3歳以上
保育認定子どもの」とあるのは「教育
認定子ども又は満3歳以上保育認定子
どもの」と、「同号」とあるのは「法
第19条第2号」と、「法第20条第
4項の規定による認定に基づき、保育
の必要の程度及び家族等の状況を勘案
し、保育を受ける必要性が高いと認め
られる満3歳以上保育認定子どもが優
先的に利用できるよう、」とあるのは
「抽選、申込みを受けた順序により決
定する方法、当該特定地域型保育事業
者の保育に関する理念、基本方針等に
基づく選考その他公正な方法により」
と、第43条第1項中「教育・保育給
付認定保護者（満3歳未満保育認定子
どもに係る教育・保育給付認定保護者
に限る。）」とあるのは「教育・保育給
付認定保護者（特別利用地域型保育の
対象となる教育認定子どもに係る教育

・保育給付認定保護者を除く。）」と、
同条第2項中「法第29条第3項第1
号に掲げる額」とあるのは「法第30
条第2項第2号の内閣総理大臣が定め
る基準により算定した費用の額」と、
同条第3項中「前2項」とあるのは
「前項」と、同条第4項中「前3項」
とあるのは「前2項」と、「掲げる費
用」とあるのは「掲げる費用及び食事
の提供（第13条第4項第3号ア又は
イに掲げるものを除く。）に要する費
用」と、同条第5項中「前4項」とあ
るのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者（満3
歳以上限定小規模保育事業者を除く。
以下この条において同じ。）が満3歳
以上保育認定子どもに対し特定利用地
域型保育を提供する場合には、法第4
6条第1項に規定する地域型保育事業
の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規
定により特定利用地域型保育を提供す
る場合には、当該特定利用地域型保育
に係る満3歳以上保育認定子ども

及び特定地域型保
育事業所を現に利用している満3歳未
満保育認定子ども

（第5
1条第1項の規定により特別利用地域
型保育を提供する場合にあっては、当
該特別利用地域型保育の対象となる教
育認定子ども

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第
19条第2号に掲げる小学校就学前子
どもに該当する教育・保育給付認定子
ども _____ に対し特定利用地
域型保育を提供する場合には、法第4
6条第1項に規定する地域型保育事業
の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規
定により特定利用地域型保育を提供す
る場合には、当該特定利用地域型保育
に係る法第19条第2号に掲げる小学
校就学前子どもに該当する教育・保育
給付認定子どもの数及び特定地域型保
育事業所を現に利用している同条第3
号に掲げる小学校就学前子どもに該当
する教育・保育給付認定子ども（前条
_____ 第1項の規定により特別利用地域
型保育を提供する場合にあっては、当
該特別利用地域型保育の対象となる法
第19条第1号に掲げる小学校就学前

_____を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども

_____（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者_____」

とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども_____

_____に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

（西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西条市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（最低基準の目的等） 第3条 この条例に定める基準（以下「最低基準」という。）は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合<u>若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合</u>にあつては、当該児童を含む。以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 2 （略） （保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1	（最低基準の目的等） 第3条 この条例に定める基準（以下「最低基準」という。）は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合_____ にあつては、当該児童を含む。以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 2 （略） （保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1

項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)、(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内

項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項_____

_____に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)、(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等_____により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内

保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 ~ 6 (略)

7 前項（第 2 号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)、(2) (略)

(児童対象性暴力等の防止)

第 1 3 条 家庭的保育事業者等は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する 法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事

保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 ~ 6 (略)

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）

_____であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設_____として適切に確保しなければならない。

(1)、(2) (略)

第 13 条 删除

する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ~ (5) (略)

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
(満3歳以上限定小規模保育事業者
にあっては、満3歳以上の幼児の利
用定員)

(7) ~ (11) (略)

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。

(職員)

第 29 条 (略)

2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)、(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね15人につき1人（法第
6条の3第10項第2号又は第3号
の規定に基づき受け入れる場合に限

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ~ (5) (略)

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

(7) ~ (11) (略)

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型_____及び小規模保育事業C型_____とする。

(職員)

第 29 条 (略)

2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)、(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね15人につき1人（法第
6条の3第10項第2号_____
の規定に基づき受け入れる場合に限

る。次号において同じ。)

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 A 型の保育士（附則第 7 項又は第 8 項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

る。次号において同じ。)

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師 _____ を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （職員） 第31条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u> <u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</u> 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （利用定員） 第35条 小規模保育事業所C型は、法	（職員） 第31条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 （利用定員） 第35条 小規模保育事業所C型は、法
---	---

第6条の3第10項<u>第1号</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 第44条（略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u> _____を1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （職員） 第47条（略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に	第6条の3第10項 _____の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 第44条（略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。 （職員） 第47条（略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に
--	---

当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等
_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（準用）

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中

当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中

「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」

とする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

- 4 家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の規定による確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第

「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」

とする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

- 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の規定による確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第

2 項又は第 4 4 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 1 0 前 2 項の規定を適用するときは、保育士（<u>第 2 9 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは第 4 4 条第 3 項若しくは第 4 項</u>又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、<u>前 2 条の規定の適用がないものとした場合の第 2 9 条第 2 項又は第 4 4 条第 2 項により算定される保育士の数</u>の 3 分の 2 以上、置かなければならない。	2 項又は第 4 4 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 1 0 前 2 項の規定を適用するときは、保育士（<u>法第 1 8 条の 1 8 第 1 項の登録を受けた者をいい、第 2 9 条第 3 項若しくは第 4 4 条第 3 項又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>保育士の数（前 2 項の規定の適用がないとした場合の第 2 9 条第 2 項又は第 4 4 条第 2 項により算定されるものをいう。）</u>の 3 分の 2 以上、置かなければならない。
---	--

（西条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 3 条 西条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年西条市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 1 3 条 （略） <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第 1 3 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定す</u>	第 1 3 条 （略）

る児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 第２条の規定による改正後の西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第１３条の改正規定及び第３条の規定 令和８年１２月２５日
（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第３条第４項及び第６条第３項の条例で定める日）
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第３条第４項及び第６条第３項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）等の一部が施行されたこと等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 9 3 号

西条市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続
に関する条例の一部を改正する条例について

西条市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

西条市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続
に関する条例の一部を改正する条例

西条市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する
条例（令和２年西条市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第１条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）第９条の３第２項（同条第９項（法第９条の３の２第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第９条の３の３第３項（同条第４項において読み替えて準用する法第９条の３第９項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、法第９条の３第１項又は第９条の３の３第１項若しくは第２項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び法第９条の３第８項（<u>法第９条の３の３第４項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長又は市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類及び法第８条第２項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の	（目的） 第１条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）第９条の３第２項（同条第９項（法第９条の３の２第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）及び第９条の３の３第２項（同条第３項において読み替えて準用する法第９条の３第９項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、法第９条の３第１項又は第９条の３の３第１項_____に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び法第９条の３第８項（<u>法第９条の３の３第３項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長又は市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類及び法第８条第２項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の

保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。 （対象となる施設の種類） 第2条 （略） 2 法第9条の3の3第3項の規定による報告書等の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、焼却施設とする。 （縦覧の告示） 第3条 （略） 2 受託者は、法第9条の3の3第3項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項及び市長が指示する事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。 (1)～(7) （略） 3 （略） （意見書の提出先等の告示） 第5条 市長は、法第9条の3第2項又は第9条の3の3第3項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。	保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。 （対象となる施設の種類） 第2条 （略） 2 法第9条の3の3第2項の規定による報告書等の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、焼却施設とする。 （縦覧の告示） 第3条 （略） 2 受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項及び市長が指示する事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。 (1)～(7) （略） 3 （略） （意見書の提出先等の告示） 第5条 市長は、法第9条の3第2項又は第9条の3の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 43 号）が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 9 4 号

西条市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例について

西条市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

西条市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例

西条市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成31年西条市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（登録資格） 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者（認可地縁団体において次の各号に掲げる者が選任されている場合にあっては、当該各号に定める者。以下「代表者等」という。）とする。 （1）地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「法施行規則」という。）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 （2）～（4） （略） （登録） 第4条 市長は、前条の規定により認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、登録申請書の記載事項及び印影と当該認可地縁団体につき法施行規則<u>第18条の3第1項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに登録個人印鑑に係る印鑑登録証明書の記載事項及び印影とを照合するとともに、登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、適当と認めるときは、当該認可地縁団体印鑑を登録するものとする。 （代理人による申請）	（登録資格） 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者（認可地縁団体において次の各号に掲げる者が選任されている場合にあっては、当該各号に定める者。以下「代表者等」という。）とする。 （1）地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「法施行規則」という。）<u>第19条第1項第1号へ</u>に規定する職務代行者 （2）～（4） （略） （登録） 第4条 市長は、前条の規定により認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、登録申請書の記載事項及び印影と当該認可地縁団体につき法施行規則<u>第21条第2項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに登録個人印鑑に係る印鑑登録証明書の記載事項及び印影とを照合するとともに、登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、適当と認めるときは、当該認可地縁団体印鑑を登録するものとする。 （代理人による申請）

第 1 2 条 法施行規則第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する代理人を置いている認可地縁団体は、代表者等の委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により第 3 条第 1 項、第 7 条第 1 項又は第 9 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による申請を行うことができる。 2 (略)	第 1 2 条 法施行規則第 1 9 条第 1 項第 1 号ト に規定する代理人を置いている認可地縁団体は、代表者等の委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により第 3 条第 1 項、第 7 条第 1 項又は第 9 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による申請を行うことができる。 2 (略)
--	--

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和８年総務省令第８６号）が施行されるに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 9 5 号

西条市景観条例の一部を改正する条例について

西条市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

西条市景観条例の一部を改正する条例

西条市景観条例（平成３０年西条市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（届出を要しない行為） 第５条　法第１６条第<u>８項第１２号</u>の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （１）、（２）　（略）	（届出を要しない行為） 第５条　法第１６条第<u>７項第１１号</u>の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （１）、（２）　（略）

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。

提案理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 9 6 号

西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

西条市水道事業の設置等に関する条例（平成１６年西条市条例第１９８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第２条関係）		別表（第２条関係）	
区分	給水区域	区分	給水区域
(略)		(略)	
東予地区	周布 吉田 石田 玉之江 広江 今在家 北条 三津屋 三津屋南 三津屋東 大新 田 壬生川 明理川 円海寺 喜多台 高田 桑村 国安 新市 安用出作 新町 上 市 広岡 石延 安用 河原 津 河原津新田 楠 三芳 宮之内 大野 福成寺 実報 寺 旦之上 河之内 <u>安出</u> 集団施設「休暇村瀬戸内東予 」	東予地区	周布 吉田 石田 玉之江 広江 今在家 北条 三津屋 三津屋南 三津屋東 大新 田 壬生川 明理川 円海寺 喜多台 高田 桑村 国安 新市 安用出作 新町 上 市 広岡 石延 安用 河原 津 河原津新田 楠 三芳 宮之内 大野 福成寺 実報 寺 旦之上 河之内 _____ 集団施設「休暇村瀬戸内東予 」
(略)		(略)	

附 則

この条例は、安用出作換地区における字の新設及び区域の変更の告示の効力発生の日から施行する。

提案理由

字の新設及び区域が変更されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

報告第 13 号

令和 7 年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告について

令和 7 年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

○令和 7 年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の状況

1 財政健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項関係）

（単位：パーセント）

比 率	西条市比率	早期健全化 基準	財政再生 基準
① 実質赤字比率	—	11.75 以上	20.00 以上
② 連結実質赤字比率	—	16.75 以上	30.00 以上
③ 実質公債費比率 （3 か年平均）	7.6	25.0 以上	35.0 以上
④ 将来負担比率	38.7	350.0 以上	

※ ①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は、黒字決算であれば「—（傍線）」と表示される。

※ ③実質公債費比率と④将来負担比率は、暫定値

2 公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条第 1 項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会 計 区 分	西条市比率	経営健全化 基準
⑤ 公営企業に おける資金 不足比率	小松地域交流事業特別会計	公営企業に おける資金 不足は無し	20.0 以上
	本谷温泉事業特別会計		

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(健全化判断比率の公表等)

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2～7 （略）

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 （略）

報告第 1 4 号

令和 7 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

令和 7 年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

○令和 7 年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条第 1 項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 基準
公 営 企 業 に お け る 資金不足比率	水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第 15 号

令和 7 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

令和 7 年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

○令和 7 年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条第 1 項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 基準
公営企業における 資金不足比率	病院事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第 16 号

令和 7 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

令和 7 年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

○令和 7 年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 基準
公 営 企 業 に お け る 資金不足比率	公共下水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第 17 号

調停の申立ての専決処分について

調停の申立てについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

専決第 9 号

専決処分書

調停の申立てについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 15 日

西条市長 越 智 三 義

1 申立ての相手方

省略

2 申立ての趣旨

(1) 相手方は、申立人に対し、期日までに別紙物件目録記載の建物を明け渡す。

(2) 相手方は、申立人に対し、期日までに別紙物件目録記載の建物を明け渡さないとき、相手方は本件建物内にある全ての動産の所有権を放棄し、申立人が本件建物内に立入り、動産を自由に処分する方法で本件建物の明渡しを受けることに異議を述べない。

申立人が動産を処分する方法で本件建物の明渡しを受けた場合、動産処分費用は相手方の負担とする。

(3) 相手方は、申立人に対し、平成31年3月1日から令和8年8月31日までの本件建物等の未払賃料合計金74万6,746円の債務があることを確認する。

別紙

物件目録

(一棟の建物の表示)

所 在	愛媛県西条市飯岡字西原 2 5 9 1 番地
建物名称	西条市営住宅 飯岡住宅
総床面積	1 2 4 . 3 2 m ²

(専有部分の建物の表示)

家屋番号	2 5 9 1 番の 4
建物名称	飯岡 2 区 1 4 号 (西から 2 軒目部分)
種 類	共同住宅
構 造	コンクリートブロック造スレート葺平家建
床 面 積	3 1 . 0 8 m ²

建物は未登記のため、建物表記は資産税課による「市営住宅 (飯岡住宅) の (仮) 評価について (回答)」に基づくものである。

提案理由

死亡した市営住宅名義人の残置物にて市営住宅の建物を占有し続けている相続人に対し、建物明渡し等の調停の申立てすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものである。

関係法令

地方自治法

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

報告第 18 号

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

交通事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

専決第 10 号

専決処分書

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 3 日

西条市長 越 智 三 義

1 和解の相手方

省略

2 和解の内容

(1) 各自負担額を相殺した結果、相手方が西条市に対し、金 6 9 , 7 5 8 円を支払う。

(2) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 1 , 3 4 2 円

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

提案理由

生活福祉課公用車に係る交通事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

関係法令

地方自治法

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

報告第 19 号

市道茂敷新町線の道路の段差による物損事故に伴う和解及び損害賠償の
額の決定の専決処分について

市道茂敷新町線の道路の段差による物損事故に伴い、次のとおり和解すること及び
損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1
80 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により
これを報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

専決第 1 1 号

専決処分書

市道茂敷新町線の道路の段差による物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 2 8 日

西条市長 越 智 三 義

1 和解の相手方

省略

2 和解の内容

(1) 相手方の車両の物損に対する修繕料を、道路賠償責任保険から支払われる損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(2) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 2 8 7 , 1 1 5 円

(3) 本件示談のほか、双方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

(4) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

提案理由

市道茂敷新町線の道路の段差による物損事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

関係法令

地方自治法

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

報告第 20 号

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

交通事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

西条市長 越 智 三 義

専決第 13 号

専決処分書

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 10 日

西条市長 越 智 三 義

1 和解の相手方

省略

2 和解の内容

(1) 相手方の車両の物損に対する修繕料を、損害保険ジャパン株式会社から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(2) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 6 3 8 , 5 0 0 円

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

提案理由

管財住宅課の公用バスに係る交通事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

関係法令

地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

